

## 議事要旨(6) 引当金専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）及び荻原主任研究員より引当金専門委員会において検討された開示に係る論点及び論点整理の文案について資料に基づき説明がなされた。その後、次のような質疑応答が行われた。

- ・ポイント引当金に係る文案について、IFRSにおける販売時点の処理についての説明を詳しくしないと理解しにくいのではないかとの意見があった。これに対して事務局より、収益認識プロジェクトの考え方に基づく処理であるため、引当金の論点整理においては簡潔な記載とする方向で考えたいとの回答があった。

- ・引当金を負債性引当金として定義し直すのか、非金融負債のような別の概念を定めるのかによって、修繕引当金や特別修繕引当金のように負債性がないとされる項目が今後引当金としては認められなくなるのかといった点にも影響するのではないかとの意見があった。これに対して事務局より、修繕引当金や特別修繕引当金は負債性引当金ではないという整理をしているが、費用配分の観点（IFRSでは取得原価のうち修繕費相当額を区分して減価償却する考え方がある）により評価性引当金とする可能性も考えられ、引当金という名称を使用する範囲をどうするのかという問題については現段階では方向性を一つに決められない旨の回答があった。

- ・修繕引当金や特別修繕引当金は業種によっては法的義務があり、必ずしも負債性がないと断定すべきではないのではないかとする意見があった。これに対して事務局より、IAS第37号で示されている解釈は、法的義務があったとしても固定資産を廃棄すれば費用が発生せず負債性はないというものである旨の回答があった。

- ・商品券や旅行券に係る引当について最近問題になっているが、本当は引当金ではなく収益認識の問題ではないかとする意見があった。これに対して事務局より、ポイント引当金とも性質が重なるところがあり、収益認識プロジェクトに譲る可能性が高いと考えられる旨の回答があった。

以 上